

富士吉田市農業委員会 令和8年8月定例総会議事録

1 招集期日 令和8年8月28日（金）

2 招集場所 本庁舎3階 大会議室

3 出席委員（12名）

会長 渡邊 孝治（第6番）

第1番	佐藤 万吉	第3番	藤井 與三郎	第4番	遠山 克二
第5番	羽田 善行	第7番	渡辺 雅春	第8番	遠山 まさの
第9番	宮下 師貴	第10番	權正 常夫	第11番	梶原 久
第12番	勝俣 道明	第14番	志村 金三		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名であり次のとおりである。

小俣 創、眞田眞喜雄、羽田 隆、桑原 泰男、舟久保詔人、滝口 等

4 欠席委員

第2番 小俣 俊子 第13番 滝口 倉一

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第六 議案第4号 農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について

第七 議案第5号 非農地通知交付申請について

第八 議案第6号 農地所有適格法人の要件確認について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 小野新治

事務局次長 瀧口昇

会計年度任用職員 網倉郷美

7 開議 午後2時00分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。

ただいまから、富士吉田市農業委員会 8 月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員 14 名の内、出席委員は 12 名であり、小俣 敏子 委員及び滝口 倉一 委員より欠席の連絡を受けております。

農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第 29 条により、各地区推進委員にも出席を求めていますので、あわせて報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第 44 条の規定により、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、

第 5 番 羽田 善行 委員 第 7 番 渡辺 雅春 委員 を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○ 議長（会長）

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後 2 時 2 分休憩）

（午後 2 時 5 分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

第 3 委員会の受理番号 3 の 14 号については取り下げられておりますのでご報告いた

します。第1委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第1号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号3の15号につきましては、譲受人が営農を開始するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

（調査票に基づき、内容の説明をした）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（遠山 克二 君）

第1委員会から報告いたします。8月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号3の15号の申請地は、市立第六保育園の北約130mに位置しております。申請地では、ブルーベリーを栽培するそうです。この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号の農地法第3条許可申請の1件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第四、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

第4委員会の受理番号4の13号については取り下げられておりますのでご報告いたします。

質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、日程第五、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

第3委員会の受理番号5の33号については取り下げられておりますのでご報告いたします。

それでは、第2委員会の3件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第3号 第2委員会の3件の朗読後】

第2委員会の受理番号5の28号につきましては、

譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の30号及び31号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、資材置場用地、進入路用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員長（羽田 善行 君）

第2委員会から報告いたします。8月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の28号の申請地は、市立明見コミュニティセンターの西約200mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の30号及び31号の申請地は、山梨県富士北麓浄化センターの北東約500mに位置しており、資材置場用地、進入路用地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の3件について採決いたします。第2委員会の3件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第3委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第3号 第3委員会の2件の朗読後】

第3委員会の受理番号5の29号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、絵画教室併設住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の34号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、宿泊施設建築用地とするものです。

用途指定地域外の第2種農地ではありますが、住宅などが連坦しているエリアであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡辺 雅春 君）

第3委員会から報告いたします。8月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の29号の申請地は、旭町会館の北約100mに位置しており、絵画教室併設住宅建築用地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の34号の申請地は、県立富士河口湖高校の東約300mに位置しており、宿泊施設建築用地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の2件について採決いたします。第3委員会の2件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第3号 第4委員会の1件の朗読後】

第4委員会の受理番号5の32号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途指定地域外の第2種農地ではありますが、住宅などが連坦しているエリアであり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（宮下 師貴 君）

第4委員会から報告いたします。8月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の32号の申請地は、大明見会館の南東約380mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第5委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第3号 第5委員会の1件の朗読後】

第5委員会の受理番号5の35号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。8月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の35号の申請地は、学校給食センターの南西約220mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第5委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号の農地法第5条許可申請の7件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第六、議案第4号「農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

本件につきまして、農業委員会は「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項」の規定により山梨県農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請できることとなっております。

今回の案件は、2件です。筆数累計は2筆、面積合計は1,321 m²です。

2件とも再設定の案件となります。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。

2件はいずれも、再設定の案件であります。農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、適当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

次に、日程第七、議案第5号「非農地通知交付申請について」を議題といたします。第1委員会の2件について、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第5号 第1委員会の2件の朗読後】

第1委員会の受理番号21の7号及び8号は、申請地が非農地であることを確認したので、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（遠山 克二 君）

第1委員会から報告いたします。8月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号21の7号の申請地は、市営小倉山団地の西約300mに位置しております。現地は広葉樹等の山林が形成されており、非農地と判断することが適正であるため、通知すべきものと考えます。

受理番号21の8号の申請地は、県営小倉山団地の西約190mに位置しております。現地は広葉樹等の山林が形成されており、非農地と判断することが適正であるため、通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

非農地通知について、山林で固定資産税は変わりますか。

○ 事務局

固定資産税の現況地目は山林原野なので、変わりません。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の2件について採決いたします。第1委員会の2件については、原案のとおり通知することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号の非農地通知交付申請の2件は原案のとおり通知することに決定いたしました。

次に、日程第八、議案第6号「農地所有適格法人の要件確認について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

配布資料をご覧ください。農地法第6条において、農業委員会は、農地所有適格法人から毎事業年度終了後、法人の事業の状況について報告書を徴収し、農地所有適格法人としての要件を満たしているかどうかを確認することとなっております。今回は2件ございまして、法人の名称は、有限会社地球（ちだま）と株式会社ふじさん牧場です。これらの法人から提出されました報告書を基に、農地所有適格法人要件確認書を

事務局にて作成いたしました。

（農地所有適格法人要件確認書に基づき、内容の説明をした）

以上のように、これらの法人におきましては、農地所有適格法人の要件を満たしていると認められます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

売上高について、もう少し詳しく。

○ 事務局

合計について、売上高の直近3年を記載することとなっております。該当3か年における法人の事業全体の売上高を示しております。

○ 委員

農地提供者にカッコ502件と書いてありますが、502件の農地を借りているということですか。

○ 事務局

議決権の数です。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、農地所有適格法人の要件確認について採決いたします。議案第6号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、令和8年8月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

（農林課から、クビアカツヤカミキリ防除について、城山東地区についての連絡あり）

（事務局から、視察研修、農地パトロールについての連絡あり）

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会8月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

閉会 午後3時6分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和8年8月28日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 渡邊 孝治

委 員 羽田 善行

委 員 渡辺 雅春